

令和2年度
「行政についての質問・要望書」要旨
犬山市



令和2年度 行政についての質問・要望についての回答

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
1	鵜飼町	市に依頼をしても、放置され気味のため、半月、1カ月など期日を決めて進捗状況等を返答するようにしてほしい。 土木常設委員を通しての依頼事項についても、そのように感じる。	町内会からの土木要望は、地区の土木常設員にて取りまとめたうえで犬山市に提出していただき、その進捗状況を含めた回答は、10月中旬の中間報告と2月中旬の実績報告の2回を基本としています。 また、個別の案件についての進捗状況等を確認したい場合は、お手数ですが土木常設員に確認いただくか、直接市役所にご連絡ください。 進捗状況や回答までに必要な期間については、極力短期間かつ明確にお伝えしたいと考えておりますが、対応方法の検討や調査などに時間を要する場合がありますのでご理解をお願いいたします。	土木管理課 (44-0334)
2	鶴池	当町内会は小牧市との境界で、工場団地周りの集落寄せ集め地域で、町内会以外の工場や従業員寮、アパート、外国人や他地域のごみがほとんどである。最近では町内会に入っていない人も多く、ルールを知らないのか、無視しているのかわからないが、乱れがひどく清掃に苦慮している。町内会の高齢化も進み、当番制での管理が難しく、なぜ町内会以外のごみを当町内会で管理しなければならないかという意見もある。工場の寮、外国人、町内会に入っていない人にルールの徹底が出来なければ、いずれ無法地帯となり崩壊するので、何とかしてほしい。	市として、ごみ集積場の利用に町内会の加入の有無は問いませんが、管理している町内会のルールは遵守していただくようにご案内しています。分別ルールが守られていない場合は、市職員も町会長と一緒に自宅訪問や資料のポストインなど、個別に対応させていただきますのでご連絡ください。 ごみの分別方法や排出日を記載した外国語版（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タガログ語）の「ごみの分別と出し方」を用意しており、町会長からの依頼に基づき市職員が直接外国籍入居者宅に配布させていただくほか、町内会で配布いただける場合は、必要部数をお渡ししています。	環境課 (44-0344)
3	上野米野	広報の配布や募金集め等、組長の活動が負担だという意見が増えている。要因として、住民全体の高齢化、働く高齢者の増加など働く人全体が増え、不在の家の増加等が考えられる。組長になることが負担で、町内から抜きたいとの声もある。負担軽減の一つとして、市広報の発行を月1回に変更できないか。年間24回の広報が12回となり、多少の負担軽減になると思う。	広報紙が各世帯に速やかに配布いただけていることは、町会長を始めとする町内会の多大なご協力によるものと認識しています。 広報紙の月1号化については、配布方法の見直しも含め検討してきました。現時点では、以下の理由により月2回発行を継続していきたいと考えています。 ① より鮮度の高い情報をできるだけ少ない時間差で提供するためです。月1回の発行にすると、情報提供するタイミングが半分になり、提供する機会を失う可能性があります。 ② 1号あたりのページ数が増え、目を通すだけでも時間がかかり、読まれにくくなることもあります。ページ数の増加により、重量も増え、配布の負担が大きくなってしまいます。 ③ 令和2年3月に行った町内会意識調査で、現在の内容での月2回発行が同条件の月1回発行を上回るという結果であったため、今までと同様の月2回発行を希望する方が多いと判断できます。 以上のことから、配布方法の見直しは、ポスティングを含め検討しましたが、現状、適切に受託できる事業者が見つからないため、現状通り、町内会を通じての配布にご協力をお願いいたします。 なお、現在、市では、市広報や回覧の配布などをスマートフォンやタブレット等を使って送受信することで町内会事務の負担軽減につながるよう、デジタル町内会の検討を進めています。令和3年4月30日までモデル実証(実証期間：令和3年度から4年度)に参加いただける町内会を募集していますので、ご検討ください。	企画広報課 (44-0311)

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
4	北野	<p>新型コロナ感染拡大の影響でどのくらいの税収減と試算しているのか。本当に10億円なのか。それによる市民サービスの低下、事業計画の見直し等々が心配である。</p> <p>また、それに対してどのように優先順位をつけていくのか、市民の理解を得るためにも早い段階での現状説明が必要ではないか。</p>	<p>令和3年度の税収については、本年6月時点の状況にリーマンショック時の減収率を考慮して算出しています。</p> <p>しかし、過去に例のない状況ですので、リーマンショックと同じくらいの減収になるのか、それ以上になるのかは、今後入手できた情報を基に、再度試算し直しながらか見込んでいくこととなります。</p> <p>また、事業計画については、市税を含む収入全体の見込みに応じ、毎年の予算査定の際などに判断することとなります。現時点で市民サービスの低下はないと考えておりますが、仮に事業の休廃止など、市民の皆様のご生活等に大きな影響が及ぶ場合には、適時、丁寧な説明をするよう努めます。</p>	経営改善課 (44-0313)
5	橋爪国正	<p>2019年度に確認したが、紙媒体での広報をいつまで配布し続けるのか。別方式にする計画の有無について回答いただきたい。</p>	<p>昨年度の走る市政教室の際にご意見をいただき、「インターネットを見ることができない人もいますので、すぐに紙媒体を止めることは難しいですが、LINE等の様々な媒体を使って徐々にシフトしていければと考えています。」と市長から回答しました。</p> <p>現在、市では、市広報や回覧の配布などにおける紙媒体の代わりに、スマートフォンやタブレット等を使って送受信するデジタル町内会の検討を進めています。令和3年4月30日までモデル実証(実証期間：令和3年度から4年度)に参加いただける町内会を募集していますので、ご検討ください。</p> <p>なお、現時点ですぐに紙媒体での配布をなくす計画はありませんが、令和2年12月に「スマートフォン初心者セミナー」を開催するなど、自らの操作で必要な情報を入手することができる人が多くなるように努めております。</p>	企画広報課 (44-0311)
6	内田2区	<p>城下町のごみ箱を各店舗で適時片付け、美化するよう指導してほしい。</p>	<p>観光協会の会員を中心に、各店舗にごみ箱の設置及びごみの回収を呼びかけているところです。</p> <p>また、春と秋のキャンペーン期間中についても、参加店舗に対し、ごみに対する協力依頼をしています。</p> <p>今後も、協力していただけるよう呼びかけていきます。</p>	観光課 (44-0342)
7	内田2区	<p>道路沿いの桜を剪定しすぎである。適度に剪定し、美観を維持してほしい。</p>	<p>市内の多くの桜並木は、樹齢50年以上経過し、過去に折損、倒木等による事故が発生していることから、専門家による枯死、腐朽、病害虫、通行支障などに関する危険度及び緊急度についての診断を実施しています。</p> <p>桜並木の剪定については、この診断結果に基づき安全確保を最優先として必要な剪定を行っていますが、一方で、桜並木の保全については重要な課題と認識しています。将来にわたって犬山の美しい桜景観を守りつつ、維持できるよう剪定管理に努めていきます。</p>	整備課 (44-0333)

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
8	内田2区	可燃ごみが動物に荒らされない様工夫してほしい。	町内会のごみ集積場の美化推進を図ることを目的に、カラスや猫等からの散乱被害を防止する「折りたたみ式ごみ収集容器」の支給を行っております。内田2区町内会は、令和2年度支給の対象町内会となっております。設置方法など、諸条件等がありますので、申請する際は、事前にお問い合わせください。また、町内会がごみ集積場の美化を目的に購入した材料に対し、事業費の4分の3を補助する制度もありますので、ご活用ください。	環境課 (44-0344)
9	内田2区	野良猫を保護し、猫の放し飼いを禁じてほしい。	<p>猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物として守られており、市などで捕獲や処分することはできません。例外としてケガで動けない猫であれば、県の動物愛護センター（0586-78-2595）が保護をしています。</p> <p>例えば市へ野良猫によるふん害の相談があった場合は、猫が侵入しにくくなるような対策方法を紹介していますが、野良猫がいなくなる訳ではありません。</p> <p>このため野良猫が地域の中で共生できるよう「地域猫活動」の紹介もしています。</p> <p>※地域猫活動とは、野良猫のふん害を住環境の問題と捉え地域が主体となり「地域住民・ボランティア・行政」が協力し一定のルールの下で野良猫を適正に管理(避妊去勢、エサ、トイレ)し、一代限りの生を全うさせることで徐々に数を減らしていく活動のことです。</p> <p>次に飼い猫の放し飼いについてですが、犬と違い取り締まる根拠(狂犬病予防法など)がないため、現状では禁止することができません。市でできることとして室内飼養を勧める啓発を市の広報やホームページ、チラシ配布などで行っています。</p> <p>また、苦情のあった場合には直接飼い主に苦情が出ていることを話し、室内飼養を勧めます。さらに啓発用チラシの町内回覧依頼や、希望者には啓発看板を配布しています。(室内飼養を勧める理由：放し飼いが原因で発生する事故、病気感染の危険、他人への迷惑行為が発生するのを抑制するため。)お困りの場合は、保健センターまでご相談ください。</p>	健康推進課 保健センター (61-1176)
10	内田2区	道路のでこぼこを平坦にしてほしい。	道路のでこぼこ等は、パトロールにて発見した箇所については、通行に支障が生じないように緊急的に修繕を行っております。しかし、道路パトロールだけでは十分に対応できていない箇所もありますので、お気づきの際には、お手数ですが、土木管理課に通報ください。現地確認のうえ対応します。また、道路舗装全体のやり直しについては、舗装の劣化状況や地域の要望等を考慮して、市内全体で計画的に順次実施しておりますので、地区の土木常設員を通してご要望下さい。	土木管理課 (44-0334)

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
11	内田2区	ごみの不法投棄をさせない様に工夫してほしい。	町内会のごみ集積場への不法投棄を抑制するため、不法投棄防止看板のお渡しや監視カメラの貸し出しを行っています。設置条件や貸出期間などにつきましては、事前にお問い合わせいただきますようお願いいたします。	環境課 (44-0344)
12	内田2区	町内会への加入を義務化してほしい。	町内会活動には、広報・回覧文書の配布、ごみ集積場の管理、地域の環境保全や災害時の助け合いなど、住民の皆様に必要な活動があるため、市内へ転入する方や住宅開発の業者には、転入手続きの際に加入をお願いしている状況です。 また、町内会は任意の団体のため、市から町内会への加入を義務化することはできませんが、加入促進を促す周知や相談などの面で支援していきますので、地域協働課へご相談ください。	地域協働課 (44-0349)
13	金屋団地第1	金屋団地周辺を流れる五条川の雑草がとてもひどく、伸び放題になっているが、市で草刈りをしてもらえないか。団地としても草刈りに協力して大切な川を守っていききたいと思う。	金屋団地周辺を流れる五条川は、愛知県が管理する河川になります。現地確認をしたところ、半ノ木川との合流地点から上流にかけて特に堤防のり面や河道内に草・雑木等が繁茂し対岸が見通しづらい状況になっていますので、河川管理者である愛知県一宮建設事務所に河川除草の要望をしました。 また、河川周辺を含め清掃や草刈りなど、地域の方々による活動には深く感謝しています。今後も、良好な河川景観を維持・形成するため、引き続き現場を確認し県に要望していきます。	土木管理課 (44-0334)
14	白帝団地	役員・班長の稼働を減らすための市としての支援策の検討と、他町内での各種課題に対する改善の実施事例があれば教えてほしい。	広報の配布やごみ集積場の管理など、町会長の皆様や役員の皆様には、忙しい中で町内活動にご尽力いただきありがとうございます。 市からの支援策といたしましては、現在、町内会活動にかかる手続きの簡素化を進めています。 各種課題に対する改善の実施事例につきましては、各町内会で工夫されている事例などを吸い上げ、周知できるようにしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。 なお、現時点で解決困難な課題等がありましたら、地域協働課へご相談ください。 また、市では、市広報や回覧の配布などをスマートフォンやタブレット等を使って送受信することで町内会事務の負担軽減につながるよう、デジタル町内会の検討を進めています。令和3年4月30日までモデル実証(実証期間：令和3年度から4年度)に参加いただける町内会を募集していますので、ご検討ください。	地域協働課 (44-0349)

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
15	北徳明町	<p>北徳明町は道路の幅員が狭く、清掃車両等が通行できないため、町内にごみ集積場が確保できず、近隣の月極駐車場を年間60,000円で町内費により借り上げている。土地の借地料については補助金の対象となっているが、町内会の負担額に対する補助金の積算根拠が低く抑えられており、とても適正とは言えない状態である。世帯数が少ない本町内会において、この駐車場借上額は町内会費の大部分を占めており、町内会運営に大きな支障をきたしているため、補助額の積算根拠の見直しと拡充を要望する。</p>	<p>令和元年度より、ごみ集積場用地の賃借に対する補助制度を創設しました。この制度の補助金額については全市的な実態調査に基づき平均的な賃借料を算出し、上限額を設定しています。今後の補助制度の見直しに係る調査などにおいて全市的な賃借料の上昇などが確認された場合は、必要な改正を検討していきますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>環境課 (44-0344)</p>
16	日の出住宅3街区A	<p>日の出住宅3街区B町内には南公園と東側の緑地帯の2箇所埋設式防火用水槽が設置されている。しかし設置基準がわからないが西地区A町内側には防火用水槽がない。そこで汚水処理施設跡地である市保有の遊休地緑地帯に防火用水槽の設置を要望する。この汚水処理施設跡地は来年度日の出住宅新集会所の建設が予定されており、多数の人の出入りも予想される。近年団地住民の高齢化と一人暮らし、さらに空き家も目立ってきたので、防災対策としてもぜひ検討をお願いする。</p>	<p>日の出住宅汚水処理施設跡地周辺には、西約100mの位置に消火栓が、日の出西公園及び日の出南公園に防火水槽が設置されており、消防水利が充実している地域であることから、現時点において新たに防火水槽を設置する予定はありません。</p>	<p>消防総務課 (65-3121)</p>
17	堀田第1	<p>犬山市広報は、現在月2回発行されているが、近隣地域（江南・扶桑・大口・岩倉・一宮）では月1回の発行となっているようである。情報量・編集・頁数・配送（配布）等について、メリット・デメリット及び市民の賛否両論はあると思うが、犬山市は月1回発行の検討はされているのか。</p>	<p>広報紙が各世帯に速やかに配布いただけていることは、町会長を始めとする町内会の多大なご協力によるものと認識しています。</p> <p>広報紙の月1号化については、配布方法の見直しも含め検討してきました。現時点では、以下の理由により月2回発行を継続していきたいと考えています。</p> <p>① より鮮度の高い情報をできるだけ少ない時間差で提供するためです。月1回の発行にすると、情報提供するタイミングが半分になり、提供する機会を失う可能性があります。</p> <p>② 1号あたりのページ数が増え、目を通すだけでも時間がかかり、読まれにくくなることもあります。ページ数の増加により、重量も増え、配布の負担が大きくなってしまいます。</p> <p>③ 令和2年3月に行った町内会意識調査で、現在の内容での月2回発行が同条件の月1回発行を上回るという結果であったため、今までと同様の月2回発行を希望する方が多いと判断できます。</p> <p>以上のことから、配布方法の見直しは、ポスティングを含め検討しましたが、現状、適切に受託できる事業者が見つからないため、現状通り、町内会を通じての配布にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、市では、市広報や回覧の配布などをスマートフォンやタブレット等を使って送受信することで町内会事務の負担軽減につながるよう、デジタル町内会の検討を進めています。令和3年4月30日までモデル実証（実証期間：令和3年度から4年度）に参加いただける町内会を募集していますので、ご検討ください。</p>	<p>企画広報課 (44-0311)</p>

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
18	本郷第3	<p>楽田地区町会長会が集めている消防協力費は、寄付金・募金・協力費などであり、個人の自由で、組織に強制されるものではないはずだが、町内会費に組み込まれており、町内会員は、徴収されていることすら知らない人が多い。また、町会長や班長が集めに来ても嫌とは言いにくい。 これは、強制的に集めていることになるのではないか。</p>	<p>楽田地区町会長会に確認したところ、消防協力費は、楽田地区町会長会が各町内会より任意の募金として集めています。町内会費に含んで集めている町内や個別に協力金を出していただける世帯から集めている町内など集め方は、町内によって異なりますが、町内会員の総意（了承）を経たうえで、集められているものと認識しています。 市としては、今後は、町会長会の総会等で消防協力費の制度について町内会員の総意を経ることを町会長に説明するように話をしていきたいと思ひます。</p>	市民課 楽田出張所 (67-1004)
19	本郷第3	<p>消防団は、地方公共団体の行政機関であり、非常勤の地方公務員でありながら、消防協力費を自治会から徴収し、受領している。</p>	<p>消防団及び楽田地区町会長会に確認したところ、消防協力費の一部である消防助成金は消防団が強要しているのではなく、各町内会の皆様の個人の判断において、任意に集められたお金が消防団に渡っているという認識であります。 しかし、消防助成金の受領の是非については、令和3年度中に楽田地区の皆様の意見を交えながら検討する必要があると認識しています。</p>	消防総務課 (65-3122)
20	本郷第3	<p>消防団に要する費用は、当該市町村が負担しなければならない規定があるが、消防団作成の町内会消防協力費収支報告において、支出している。</p>	<p>消防団に係る予算は、市議会や監査委員を始め何人ものチェックがなされているため、適正に処理されているのは確認できています。しかし、楽田地区町会長会との協力関係のもと成り立っている消防助成金の収支報告につきましては、事実と違う支出を報告している部分が見受けられるため、楽田地区町会長会の皆様の信頼を損ねたこととお詫びさせていただきます。今後このようなことがないように管理監督していきたいと思ひます。</p>	消防総務課 (65-3122)
21	本郷第3	<p>消防団の収入と支出について、一会計年度における一切の収入と支出は、全て歳入歳出予算に編入しなければならない及び地方公共団体は、法令に違反して、その事務を処理してはならないという規定があるが、事実確認をお願い致します。 事実確認で不履行の場合は、どうするのか。</p>	<p>消防助成金は市の歳入歳出予算に編入していません。平成22年3月28日横浜地方裁判所判決において、「寄附金の趣旨に照らすと、これが本来、横浜市に帰属されるべきものとはいえない以上、適切な処理方法を想定することも困難である。」と示されていることから、犬山市においても消防助成金を歳入歳出に編入することは必要ないと認識していますが、今後仮に裁判事例などにより、必要があると認められた場合は、改めるよう対応を考えていきます。</p>	消防総務課 (65-3122)
22	本郷第3	<p>消防団は、報酬が少ないため活動ができないのであれば、報酬の増額を考えてはどうでしょうか。</p>	<p>犬山市の消防団の報酬は、全国の消防団の平均値よりも高く、消防団が活動する上で適切な額の支出であると認識しています。消防団が地域行事に参加しているのは、消防助成金をいただくためではなく、地域との協力体制の構築のためです。 ただし、消防団の出動手当につきましては、これまでも長時間活動時の増額など改善に取り組んで参りましたが、全国の消防団の状況を見極めて、必要に応じて対応していきます。</p>	消防総務課 (65-3122)

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
23	本郷第3	消防団には、公務員としての教育をお願いしたい。	<p>消防団への入団者には、宣誓書により身分を理解した上で入団していただき、入団時や機会をとらえて指導をしてきました。しかし、認識が十分に定着していない点があるとすれば、ご意見を参考にさせていただき、今後とも徹底した消防団指導に取り組んでいきます。</p> <p>消防団員は本業を持ちながら、地域の安全のために献身的に活動している方々であり、近年は成り手不足が深刻になっております。もし、志の高い方がいましたらご紹介いただくとありがたく思います。</p>	消防総務課 (65-3122)